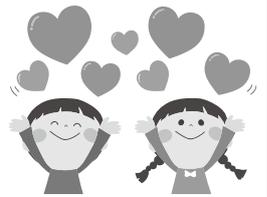


# 子育ての輪が広がり、 子育てに夢と希望が持てる

## 町をめざして



7月12日(火)、第1回日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会を開催しました。少子化や核家族化、共働き世帯の増加、就労形態の多様化などに伴い教育保育ニーズが大きく変化しています。また、乳幼児期の子どもの教育保育環境の変化や幼稚園教諭・保育士の確保など、さまざまな課題があります。

こうした中、懇話会では今後の幼稚園と保育所、こども園の在り方を含め、日野町の将来に向け持続可能な幼児教育保育の在り方について検討していきます。

7月13日(水)からは随時、町内の幼稚園、保育所、こども園で保護者の皆さんと「今日はどこに行こう会議」と題して、グループワークを開催しています。

また、子育て支援施設や公民館などで多くの住民の皆さんとのグループワークを予定しています。

グループワーク「今日はどこに行こう会議」の様子



### 懇話会の会長に滋賀県立大学非常勤講師 佐々木和之さんが選出されました

住民行政連携の専門として、今回関わらせていただくことになりました。

さまざまな場づくりに私自身も関わらせていただき、皆さんとお会いして思いの重なるところを確認することから始めてまいります。私も皆さんと一緒に持続可能な子育て環境の在り方を共に作り上げていく所存です。

よろしくお願いいたします。

会長 佐々木和之

◆問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 ☎0748-521-6583

# 地域おこし協力隊活動記

町では、3名の地域おこし協力隊員に着任いただき関係人口の創出と拡大「移住・定住の促進」に取り組んでいます。

今月号では宮根通さんの活動を紹介します。



これから秋も深まっていくころですね。さて、春から初夏にかけては農作業の時期でもあり、田植えや茶摘みなどさまざまな農作業に携わらせていただきました。子どもものころ以来の田植えは、改めて新鮮でとても楽しい時間でした。日野菜は秋とは違った春の収穫。茶摘みは想像以上の重労働でした。

7月には、大阪市と東近江市で、日野町の歴史講演をさせていただきました。教科書には載っていない、トリビア的な歴史小咄は珍しいのか再開催の要望もいただいています。

最後に、滋賀県が導入を開始したコミュニティ通貨「まちのコイン」(ピワコ)の利用拡大を地域おこし協力隊の3人で行っています。ぜひ利用してみてください。



↑次ページに「まちのコイン」(ピワコ)を詳しく紹介しています。

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-521-6552



つながりが循環し、潤うまち  
 滋賀のコインは  
**ビワコ**です。

# コミュニティ通貨 「ビワコ」を開始

日野町では、「人と人」、「人と地域」のつながりを増やす取り組みとして、滋賀県の実施するデジタル地域コミュニティ通貨「ビワコ」を7月25日(月)から開始しました。

「ビワコ」は面白法人カヤック(鎌倉市)が提供する「まちのコイン」のサービスを利用しています。

## ●「まちのコイン」って？

「まちのコイン」は、スマートフォンやタブレットで使えるアプリです。

アプリ内で使用する「コイン」を、人とスポット(お店や地域づくり団体など)との間でやりとりすることができます。(※コインは法定通貨に換金できません)

### ★体験例

#### 【コインをもらう体験】

- ・自転車の空気入れ…… 50ビワコ
- ・お店のことをSNSで宣伝………200ビワコ
- ・お皿洗いのお手伝い…500ビワコ
- ・農作業のお手伝い… 1000ビワコ

#### 【コインを使う体験】

- ・規格外野菜をもらう…500ビワコ
- ・木工体験をする………500ビワコ
- ・野菜の収穫体験………500ビワコ
- ・まちの歴史を教わる…500ビワコ



まちのコイン  
説明動画

まちのコインを、町内外の人と人とがつながりを育むためのツールとして活用することにより、地域コミュニティの活性化や関係人口の創出を図ります。

## ●滋賀県で導入

滋賀県で導入するまちのコインの通貨名は「ビワコ」です。

テーマは「つながりが循環し、潤うまち」で、日野町・長浜市・近江八幡市が先行導入しました。日野町でもらったコインは県内のスポットで使用可能です。

まちのコインの導入は全国19か所目となり、県域での導入は全国初です。

まちのコインの使い方など、詳しくは「まちのコイン公式ホームページ」をご覧ください。



まちのコイン  
公式ホームページ



アプリの  
インストール

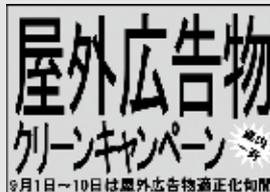
◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552

◆問い合わせ先  
 建設計画課 都市計画担当  
 ☎ 0748-52-6567

必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。詳しくはお問い合わせください。  
 良好な景観形成と公衆への危害防止のためご協力よろしくお願ひします。

また、自家用広告物に該当しない場合は基本的に許可が必要ありません。  
 一定面積以上の場合、許可が必要になります。

自己の住宅や営業所等に自己の名称や店名、事業内容等を掲出する場合(自家用広告物)は一定面積以上の場合、許可が必要になります。



屋外広告物(看板)の  
 掲出には  
 許可が必要です